（国際組織犯罪対策官）

第三十三条　刑事局組織犯罪対策部に、国際組織犯罪対策官一人を置く。

２　国際組織犯罪対策官は、命を受け、令第三十条第一号及び第二号に掲げる事務を助ける。

第四款　交通局

第三十四条～第三十八条　［略］

第五款　警備局

（ローン・オフェンダー等対策室）

第三十九条　警備局公安課に、ローン・オフェンダー等対策室を置く。

２　ローン・オフェンダー等対策室においては、令第三十八条第一号及び第二号に掲げる事務のうち個人によって行われる警備犯罪その他の事案に関する事務（内外の社会経済情勢の変化に起因する警備事象に関するもの、極端な国家主義的主張又は民族主義的主張に基づく暴力主義的活動に関するもの及び極左的主張に基づく暴力主義的破壊活動に関するものを除く。）をつかさどる。

３　ローン・オフェンダー等対策室に、室長を置く。

４　室長は、命を受け、ローン・オフェンダー等対策室の事務を掌理する。

第四十条～第四十二条　［略］

［条を削る。］

第四十三条～第四十六条　［略］

第六款　サイバー警察局

（サイバー企画官）

第四十七条　サイバー警察局サイバー企画課に、サイバー企画官一人を置く。

２　サイバー企画官は、命を受け、令第四十五条第一号に掲げる事務（重大サイバー事案対策企画官の所掌に属するものを除く。）及び同条第二号から第五号までに掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

（重大サイバー事案対策企画官）

第四十八条　［略］

［条を削る。］

第四十九条・第五十条　［略］

第七款　警察庁顧問

（警察庁顧問）

第五十一条　［略］

［条を加える。］

第四款　交通局

第三十三条～第三十七条　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］

第五款　警備局

［条を加える。］

第三十八条～第四十条　［同上］

［二条ずつ繰り下げる。］

（国際テロリズム情報官）

第四十一条　警備局外事情報部国際テロリズム対策課に、国際テロリズム情報官一人を置く。

２　国際テロリズム情報官は、命を受け、令第四十条第一号に掲げる事務をつかさどる。

第四十二条～第四十五条　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］

第六款　サイバー警察局

［条を加える。］

（重大サイバー事案対策企画官）

第四十六条　［同上］

（サイバー事案防止対策室）

第四十七条　サイバー警察局サイバー企画課に、サイバー事案防止対策室を置く。

２　サイバー事案防止対策室においては、令第四十五条第二号に掲げる事務及び同条第六号に掲げる事務のうちサイバー事案の防止対策に関する事務をつかさどる。

３　サイバー事案防止対策室に、室長を置く。

４　室長は、命を受け、サイバー事案防止対策室の事務を掌理する。

第四十八条・第四十九条　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］

第七款　警察庁顧問

（警察庁顧問）

第五十条　［同上］